

○財務省告示第三百三十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年十月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（二年）（第三百五十七回及び第三百六十一回）、利付国庫債券（五年）（第三百七回）、利付国庫債券（十年）（第三百一回及び第三百十五回）及び利付国庫債券（二十年）（第三十八回、第四十三回及び第五十一回）
二	発行の根拠 法律及びその 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条 条第一項
三	振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法 利回り格差（第十七号に規定する 利回りに応募した者が加算する 数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行
五	募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。
六	発行額 額面金額で千九百九十九億円 内訳（別表のとおり）

七 払込金額	八 最低額面金	九 振替単位	十 発行日	十一 発行価格	十二 利率	十三 経過利	十四 利子
二千三百八十八億六千八百八十五	五万円	振替法の規定による振替口座簿	平成十八年九月二十日	発行対象国債ごと、面金額	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$	<p>(別表のとおり)</p> <p>募入決定の通知を受けた者は、</p> <p>払込金額を加え、次の算式によ</p> <p>り算出した金額を払込日に払</p> <p>い込むものとす。</p> <p>各発行対象国の債額の金利率の</p> <p>総額×各発行対象国の債額の金利率/</p> <p>100×各発行対象国の債額の金利率</p> <p>支規(利率)×各発行対象国の債額の金利率</p> <p>日(利子)×各発行対象国の債額の金利率</p> <p>第十号に規定する発行日を以て、</p> <p>発行対象国の債額の金利率を以て、</p> <p>と、各支払期において、</p> <p>算式により算出た金額を以て、</p> <p>う。ただし、算出した金額を以て、</p> <p>日に当たると、償還期限に</p> <p>日に支払う(償還期限に</p>	<p>第十号に規定する発行日を以て、</p> <p>発行対象国の債額の金利率を以て、</p> <p>と、各支払期において、</p> <p>算式により算出た金額を以て、</p> <p>う。ただし、算出した金額を以て、</p> <p>日に支払う(償還期限に</p>

（利付） （第五） （年） （七） （回）	（利付） （第一） （回） （第三） （年） （百） （六十）	（利付） （第二） （回） （第三） （年） （百） （五十）	名称及び記号
○・二%	○・一%	○・一%	利率（年）
平成二十二年十月二十九日	平成二十三年五月十五日	平成二十五年十月二十五日	償還期限
二十二億円	五億円	十七億円	（発行） （額面金額）

（別表）

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込	入札	払場	元利	償還	償還
日期	参加	所加	金支	金額	期限
平成二十八年九月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	日本銀行	額面金額の100%	（別表のとおり）

（別表のとおり）

$$\frac{\text{各発行の額面金額} \times \text{各発行の利率}}{100 \times 1} \times 2$$

（（利 第二付 五十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 四十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 三十国 十年庫 八）債 回 券 ）	（（利 回第十 三年国 百）庫 十五 債 券	（（利 第十付 三年国 百）庫 一 債 回 券 ）
二 ・ 〇 %	二 ・ 九 %	二 ・ 七 %	一 ・ 二 %	一 ・ 五 %
一年平 日六成 月三 二十 十三	日年平 九成 月三 二十 十一	三平 月成 二三 十十 日年	日年平 六成 月三 二十 十三	日年平 六成 月三 二十 十一
三 十 一 億 円	億九 円百 二十 七	億八 円百 九十 三	七 十三 億 円	三 十 一 億 円